

- ・教職員定数の拡充をはかること。
- ・「私立学校振興助成法案」の附帯決議(参議院文教委員会75年7月)の内容を実行するための措置を講ずること。
- ・教育振興基本計画を実行するための財源措置を拡充すること。

⑤子どものゆたかな学びを保障する行財政

1) 教育財源の確保(義務教育)

<政策目的>

- 義務教育について教育諸条件を充実し、自治体間・地域間によって格差が生じることのないよう国として教育水準を確保する。

<具体策>

- ・地域に密着した公共サービスを住民参加で決定するしくみを基本に、地方財政の確立をはかること。そのため、国と地方の税財源配分の見直しや課税自主権の拡大などをすすめること。
- ・地方交付税算定について透明性を確保すること。また、公共サービスの充実のため地方交付税総額を確保するとともに、自治体間での格差が生じないような財源調整機能の整備をはかること。
- ・義務教育費国庫負担制度については、負担率を2分の1に還元すること。国が全額負担するしくみの検討については、そのことによって、教育の自治・分権に支障をきたさないことを前提とすること。
- ・全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等をはかるという県費負担教職員制度は基本的に堅持すること。
- ・政令市への給与負担等移譲にともない、教育条件の低下や教育水準に格差が生じないよう引き続き努めること。
- ・教育振興基本計画については、学校現場の実態にあったものとする。また、自治体が策定する計画も含め教育条件整備のための財政保障がともなったものとする。
- ・市町村への人事権移譲については、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにすること。
- ・教科書無償制度を堅持すること。
- ・義務教育無償の観点から給食費の公費化をはかること。
- ・本来公費負担すべきものについては、私費に依存せず公費負担とすること。また、公私費負担区分を明確化すること。
- ・就学援助費・就学奨励費について、援助費目・援助金額の拡充、該当要件の緩和をはかること。
- ・全額国費による「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続をはかること。
- ・夜間中学校など「学齢期」を越えた希望するすべての生徒に就学援助制度の適用をはかること。

- ・フリースクール等に通う子どもへの必要な財政援助をはかること。
- ・「公教育」の公共性・継続性・安定性の観点から公設民営学校の設置は行わないこと。

2) 教育財源の確保(後期中等教育)

<政策目的>

- 後期中等教育に関わる教育予算拡充をはかり、希望するすべての生徒に教育を受ける機会を保障する。

<具体策>

- ・「奨学のための給付金」については、別途新たな予算を措置し、給付金の増額とともに該当要件の緩和をはかること。
- ・教科書無償制度を後期中等教育に拡充すること。
- ・私費負担の軽減をはかるため、予算を適正に措置すること。
- ・離島・へき地に住む生徒に関する通学費・居住費補助を拡充する。

3) 学校現場を支援する教育行政

<政策目的>

- 学校現場を支援する教育行政を充実させる。
- 教育の政治的中立性、安定性、継続性を確保する。
- 地域住民・保護者の声を教育行政に反映する。

<具体策>

- ・総合教育会議における議論は、法で定められている教育に関する教育委員会と首長の権限分担をふまえたものとする。また、会議の公開、会議録の公表を行うこと。
- ・教育委員会会議について原則公開とすること。また、会議録の公表を行うこと。
- ・教育予算案の編成等に係る教育委員会の権能の強化をはかること。
- ・教育委員会の行政委員会としての機能を発揮するため、人的措置を含めた組織体制の拡充をはかるとともに、役割を学校支援においたものにする。
- ・教育委員に保護者、識者、教育経験者など多様な人物が任命されるようにすること。
- ・教育委員が教職員・住民・保護者・子どもと議論を行う場を設けること。教育委員による学校視察の機会を拡大すること。
- ・学校予算等に関する学校への権限委譲をはかること。
- ・教育分野の特区事業については、一定水準の確保などの観点から検証を十分に行うこと。
- ・地域の人材を生かし、学校を支援するスタッフの拡充をはかること。
- ・子どもへの貧困の連鎖を食い止めるため、教育行政だけでなく労働・福祉なども含めた総合的施策を推進すること。